

国民年金保険料は 遅れずにきちんと納めましょう

【問い合わせ先】

米子年金事務所 ☎34-6111

町民生活課(天萬庁舎内) ☎64-3781

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、手続きを行ってください。

【手続先：町民生活課または年金事務所】

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

※保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

※失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

生ごみ減量化に関する助成金等をご活用ください

生ごみの減量に取り組む団体を募集しています

南部町では生ごみの減量意識を高め、取り組みを推進するために、町内の団体およびグループの生ごみ堆肥化活動に、助成金を交付しています。

(例) 集落の数世帯でダンボールキットを購入し、生ごみを堆肥化させ、出来た堆肥で集落の花壇に花を植える活動を行う。

ダンボールキット代、花の苗代、花を植える際の移植ゴテ代など、最大5万円まで助成金が出ます。

※事前に申請が必要です。

電動生ごみ処理機無償貸出 電動生ごみ処理機・コンポスト購入補助

南部町では生ごみ減量の一環として、電動生ごみ処理機の無償貸出、電動生ごみ処理機・コンポストの購入補助をしています。

どちらも事前に申請が必要です。興味のある方は下記までお問い合わせください。



【申請・問い合わせ先】町民生活課(天萬庁舎内) ☎64-3781